

F・リストと「ドイツ商人・工場主協会」

諸田實

はじめに

- 一 連邦議会への請願書
- 二 「協会」の設立とその組織
- 三 宮廷歴訪(一)、中、南部ドイツ
- 四 機関紙「オルガン」の発行
- 五 宮廷歴訪(二)、ベルリンとウィーン

はじめに

フリードリッヒ・リスト(Friedrich List, 1789 ~ 1846)は一八一九年の春から翌二〇年の秋にかけて約一年半の間、「ドイツ商人・工場主協会」(Verein deutscher Kaufleute und Fabrikanten)——最初は「ドイツ商工業協会」(Deutscher Handels- und Gewerbsverein)——の法律顧問として、ドイツの国民的商業政策を要求して文字通り東奔西走の精力的な活動を続けた。この時期はリストの生涯の中で「初期の商業政策的闘争期」と呼ばれる時期であるが、同時に、ヴェルッテンベルク王国の下級官吏からチュービンゲン大学教授へと、これまでのいわば保証された地位を投げうって「同時代におけるドイツ最大の国民経済学者」へと向かわせた、「リストの生涯におけるもっとも重大な、もっとも驚くべき方向転換」が始まった時点でもあった。²⁾この時期のリストの時論の中には、のちの名著『経済学の国民的体系』の内容の骨子が部分的にすでに表われており、また彼の主張は、ドイツの商業政策にかかわる同時代の多くの時論の中で、視野の広さと見透しの確かさにおいて一頭地を抜くものがあったと思われるのであるが、それはそれとして、リストの活動は「協会」の法律顧問として、「協会」の活動計画に従って、また「協会」に加入したドイツ各地の商人や工場主と連帯して進められたのであった。

この「協会」を舞台としたリストの活動については、全集第一巻の史料と解説のほか、とくにオルスハウゼンのくわしい研究と付録の豊富な史料とが残されているが、³⁾本稿ではこれらの記録に基づいて、リストに焦点をしばってこの「協会」の活動の概略を明らかにしようと思う。

- (1) 「リスト全集」の第一巻は「政治的・経済的改革をめぐる闘争、一八一五—一八二五年」、その第二分冊は「初期の商業政策的論稿と裁判記録」と題されている。このテーマにかんする邦語文献には、松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究』(岩波書店、一九六七年)、小林昇『フリードリッヒ・リスト論考』(未来社、一九六六年)がある。
- (2) Paul Gehring, Acht württembergische Gefolgsleute Friedrich Lists, Frankfurt 1819. Ein Beitrag zur Geschichte der württembergischen Textilindustrie, in: Bericht zur Deutschen Landeskunde, Bd. 31, 1963, S. 317. 帝国都市ロイトリンゲンの白鞆匠の子として生まれたリストは、同市がヴュルッテンブルク王国に編入されたのちに、書記見習、郡書記、郡監督官、会計官を経て、一八一七年一〇月テュービンゲン大学の新設の国家経済学部(国家行政実務担当)の教授として就任した。P. Gehring, Friedrich List, Jugend und Reifejahre 1789—1825, 1964. 小林昇「青年リストの伝記的諸問題」(前掲書に所収)、同「青年リストとロイトリンゲン」(『小林昇経済学史著作集』Ⅶ 未来社、一九七八年)、拙稿「テュービンゲン雑記」(『商経論叢』一—三、四)。
- (3) Hans-Peter Olschhausen, Friedrich List und der Deutsche Handels- und Gewerbeverein, 1935. 青年時代のリストの伝記として現在もっとも詳細で正確なゲーリンクの前掲書も、「協会」時代のリストの活動についてはオルスハウゼンの著書の参照を求めて、きわめて簡略に扱っている。

一 連邦議会への請願書

「——形式の点でも内容の点でも天才的ともいふべきもので——ドイツ関税同盟前史におけるもっとも重要な文書の一つ」といわれる「連邦議会への請願書」(Bittschrift an die Bundesversammlung) (第一の請願書)は、一八一九年四月一—一四日の間にリストによって起草され、一四日にフランクフルトの復活祭の大都市に集まっていたドイツ各地の商工業者の有志の集会で承認され、二〇日に六八人の署名を添えて連邦議会議務局へ提出された²⁾。

請願書の起草と提出の経緯は次の通りである³⁾。四月初めカウフボイレンの綿・麻織物輸出商ヒンツェルマン商会のエルヒ (J. M. Elch) は、イタリアへの輸出を妨げるオーストリアの関税引上げとイギリス政府の措置に対する報復を訴えた書面を、大市の商工業者に回して署名を集めようとした。この回状にニュルンベルクの商人シネル (Joh. Jak. Schnell) の意見を加えて、連邦議会宛ての請願書を作成しようとしていたのであった。丁度この時、テュービンゲン大学で第三学期を了えて四月一〇日から一日にフランクフルトに着いたリストは⁴⁾、到着後すぐ「聡明で愛国的な商人だという好評を聞いていた」シネルと会い、プロイセン関税法に不満を表明しているゲラのヴェーバー (Ernst Weber) 、ゴータのアルノルディ (E. W. Arnoldi) 、ニュルンベルクのパウエライス (C. F. Bauereis) など有力な商人も多数集まっていることを知り、さらにエルヒから請願書作成のための回状のことを聞いた。

請願書はエルヒのメモした回状やシネルら商工業者の要望を参考にリストの手で執筆され、一四日に商工業者有志の会合で草案どおり承認された。一八日に開かれた有志の第二回会合の記録には、『四月一四日当地の大市^{メッセ}に参集したドイツの商人と工場主たちによって、ドイツ内部の自由な通商と隣接する諸外国に対する報復措置についての高貴なる連邦議会への一通の請願が決議された』と記されている⁵⁾。

請願書の内容はすでに明らかにされているのでくわしい説明は不要であろう⁶⁾。ドイツの商工業の萎縮した現状を記し、反対論に答え、前年に制定されたプロイセン関税法に触れて、最後に、一、ドイツ内部の関税および通行税の撤廃と、二、諸外国に対する報復関税の設定の二点を要求する。そして、中・南部ドイツ (ザクセン、バイエルン、ヴェルッテンベルク、クアヘッセン、バーデン、ヘッセン＝ダルムシュタットおよびナッサウ) の六人の商人と工場主の署名を添えて、「フランクフルト・アム・マインの全ドイツ商工業協会の代表者」としての

リストによって、四月二〇日に連邦議会議務局に提出された。

請願書は五月二四日に連邦議会の総会で採りあげられた。ところが驚いたことに、この件の報告者に選ばれたのはハノーバー王国の代表マルテンス(Georg Friedrich von Martens)であった。イギリス製品の氾濫を防いでドイツの製造業者のために国内市場を確保し、必要な報復措置をとることを要求した請願書の報告者に、その国王はイギリス国王でありその国益はイギリスの国益に合致するとみられていた、ハノーバー王国の代表者が選ばれたのである。彼の演説には『ハノーバーの大臣というよりイギリスの大臣の表明が見られる』というバイエルン代表の不满と、『イギリスの貿易商人とドイツ・ハンザとの争いをエリザベス女王がリュールベック市長に判定させるに等しいことだ』『彼はハノーバー経由で受けとったロンドンからの指令に従って行動した』という「オルガン」の論評が、この間の事情を説明している。

さて、マルテンスは報告の第一部で「協会」の形式的な資格を問題にして些細な不備を突いた。協会はいかなる国によっても、フランクフルト市によっても承認されていないから、請願書は単に多数の民間人の提出物となされる。署名者が全ドイツ商工業者という一つの階級ソシヤルを代表する權威をどこからとったのか不明であり、個々の商人が署名したにすぎない。フランクフルト人も入っていない。リストの不在中だが協会を代表するのか。第二部では請願書の内容を論評する。第一に国内関税の撤廃は神聖ローマ帝国でも困難であった。フランスのようには革命という高価な犠牲を払ってこれを買いたいとうのか。現在のドイツは統一国家ではなく主権国家群であるから困難はいっそう大きい。関税と通行税が歳入の重要な部分を占める国では財政欠損が生じて困難は倍加する。第二に報復に基づく共同の国境関税の設定も、諸国間の通商条約が破られることを考えると困難である。⁹⁾

リストは六月一二日の協会の集会でこれに応える演説を行ない、「オルガン」(一月六日号)にマルテンス

の報告と並べて掲載した¹⁰⁾。形式的な不備を改めることを約束したうえで、『国内関税の廃止は理論的には可能かもしれないが』というマルテンスに対して、国内関税の存在こそドイツの商工業全体の破滅の原因と反論し、理論的に望ましいことをいかにして実行するか、とくに、どうすれば財政収入の欠損をおさずに国内関税を撤廃できるか、これが解決すべき課題だとする。そして、協会が領邦政府を通さず直接連邦議会に請願した理由は、ドイツ諸邦の商人を結集した協会のみがドイツの商業状態を正確に判断しうるし、連邦議会こそドイツの商業の全般的問題にかんする最初にして最後の審査機関であるからという。

リストの起草した連邦議会への請願書は実はこれだけではない。彼は八月二八日付シュネル宛ての手紙で第二の請願書提出の必要を主張しているが、それはリストが起草し、九月一三日にフランクフルトで開かれた協会の拡大運営委員会で承認され、九月二八日に連邦議会に提出された。この請願書も力強い調子のもので、深刻化するドイツ商工業の窮状を指摘し、第一の請願書に關説して後述する宮廷歴訪成果を報告し、協会の主張が全ドイツの要望に合致する点を指摘している¹²⁾。

リスト（協会）は政治的分裂状態の中で全ドイツの関税制度と商業政策を問題にし、一国中心でなく連邦議会による統一方式を考えていたが、請願書の提出という最初の仕事によってドイツ経済史に不滅の足跡を残すことになった。しかし、連邦議会における請願書の取扱いからも明らかのように、協会の活動の前途にはいくたの困難が予想されていたのであった。

(1) Friedrich Lists *Jugendschicksale und Jugendschriften*, in: *Werke*, I, Einleitung, S. 29; H. P. Otshausen, a. O., S. 17. 紙数の関係で当時のドイツの政治的、経済的状况の説明を省略するが、それについては、松田智雄

- 前掲書、前編3、拙著『ドイツ関税同盟の成立』（有斐閣、一九七四年）序論および第一部を参照。
- (2) 形式的には、請願書は「協会」設立の決議以前に起草、承認され、「協会」設立手続の完了以前に連邦議会に提出された。しかし、請願書の提出と「協会」設立とはドイツの国民的商業貿易政策を要求する商工業者の不可分の実践であり、請願書が「協会」の全権リストによって提出され、「協会」の要求として取扱われた点から、「協会」の最初の活動とみてよいであろう。リストの義兄ザイボルトの主宰する《*Neue Stuttgarter Zeitung*》は、すでに四月二〇日付紙面に請願書の全文を掲載し、二四日付紙面にリストをその起草者と報じている。P. Gehring, a. a. O., S. 253f.
- (3) この経緯にかんするリスト自身の記録としては、『国民的体系』序言の、これをエルヒの功績に帰そうというライプツィヒ筋の企図に対する反論のほかに、四月一四日付けと二〇日付けの妻への二通の手紙（全集第八巻所収）および一八四六年に『関税同盟新聞』に発表した論説（全集第一巻所収）がある。
- (4) フランクフルト行きは、一、研究のためゲッチンゲンへ行く途中、二、私用で、と説明しているが、エルヒのいうようにコブレントツにゴエレス（Goerres）を訪ねる途中だった、とオルスハウゼンという。起草後四月一五日一―二〇日の間にボンとケルンへ旅行したが、プロイセン領ライン州の自由主義的商工業者との連帯の意図が推測される。事前にコッタ（Cotta）と意見を交換していたことは確実で、リストの到着は必ずしも「偶然」とはいえない。これに対してゲーリンクは「リストがこの決定的な時期にフランクフルトに居たのは「偶然」であり、「意図的」なものではないことを詳細に考証している。P. Gehring, a. a. O., S. 234ff.
- (5) Protokoll vom 18. April 1819, in: H. P. Olshausen, a. a. O., Anhang 2. この回状は不明だが、「私は若干の材料をメモしただけ」というエルヒ自身の言葉と、請願書の力強い書き方や政治的精神からみて、請願書が「リスト自身の創造的な業績」であることは明らかである。A. a. O., S. 17f.
- (6) 松田智雄、前掲書、前編3第三章。請願書全文の邦訳は前掲拙著の巻末に「資料」①として収録されている。
- (7) 『テュービンゲンのリスト教授からドイツの商人と工場主の名において、本日付けでドイツ連邦議会議事務局に提出された、関税と通行税の撤廃などについての請願の受領証』（四月二〇日付け）A・ロッタヴァイター② in: H. P. Olshausen, a. a. O., Anhang 5; List an Karoline, Frankfurt, den 20. April 1819, in: Werke, 8, S. 131.
- (8) Vorgeschichte und Begründung des deutschen Zollvereins, 1815-1834, Bd. 1, S. 329, Anm. 2; H. P. Olshausen, a. a. O., S. 32, f.
- (9) マルテンスの報告について『*Werke*, I-II, S. 973 ff. を参照。

(10) "Gutachten über das Volum des Freiherrn v. Martens," in: Werke, I-II, S. 496-504.

(11) 「協益」の名称変更 ("Deutscher Handels- und Gewerbeverein" から "Verein deutscher Kaufleute und Fabrikanten" へ)およびフランクフルトの弁護士ラップ (G. A. Rapp) の同市の協会代表への選出はこの約束の実行である。リストは「協会」結成は自由人の自然権であると主張する。

(12) Eingabe an die Bundesversammlung vom 28. Sept. 1819, in: W. I-II, S. 505-508.

二 「協会」の設立とその組織

国境をこえた商工業者の結集はこれまでも大市^{メッセ}を舞台に企てられてきた。一八一四年のライプツィヒの秋の大市では河川の航行規制解除、破滅的な商業封鎖の撤廃、運河網や郵便と度量衡の統一が要求され、ゲラのヴェーバーは一六、一七年の大市^{メッセ}で繰返し結集を呼びかける回状を廻した。一九年四月の「協会」の設立はこうした動きの延長線上におこったものと考えられる。

「協会」の設立は有志と相談したうえで、四月一四日に請願書の草案とともにリストから提案されたと思われるが、一八日の会合で正式に決議された。この会合の記録はいう。³⁾『本日これに続いて、請願書に署名した商人と工場主たちはコーヒー店「金の馬」に参集し、討議ののち一致して次の決議を採択した。一、ドイツの商工業を振興する目的で恒常的な協会を設立する。二、協会の事業の運営と連絡のために一つの委員会が選ばれる。委員会はラインランド、プロイセン、バイエルン、ザクセン、ヴェルッテンベルク、クアヘッセン、バーデン、ヘッセン、ダルムシュタットおよびナッサウの商人層の一人づつの代表からなる。三、自由都市フランクフルト、リュベック、ハンブルク、ブレーメンならびにライプツィヒ、ハノーバー、ブラウンシュワイヒの商人層は代表

の要請によって委員会に招請されるものとする。四、旅行途中フランクフルトで多数会員の求めに応じて連邦議会への請願書を起草したテュービンゲンのリスト教授は、当地へ帰ったら協会の運営を引受けるように求められる。五、同人は協会の規約を起草して、速やかに協会に提出して討議と批准を求めるものとする。さらに彼は、高位の機関に対する請願書の提出にかなして必要な手段を構わずの全権を委任される。』

四月二〇日にライン旅行から帰ってこの決議を知ったリストはその日に請願書を連邦議会に提出し、二四日までに「協会」の規約(Statuten)を作成した。規約は二四日の総会で決議されたが、前文で「ドイツ商工業協会(Deutscher Handels- und Gewerbeverein)を設立すること、この規約は次の総会で正式に決定されるまでの暫定的なものであることを述べ、「協会」の目的、組織、運営などを定めた(全文九条⁴⁾)。「協会」は合法的にドイツ商工業の再興に努める。春秋の大市にフランクフルトで会議を開く。ドイツ各邦の商人代表からなる委員会に運営を委任する。委員会は一人の学識ある理事(Geschäftsführer)の助けを借りて業務を処理し、重要案件は総会で決議する。秋の大市^{メッセ}まで暫定的に代表(Vorsteher)にシュネル、通信員(Korrespondenten)にライスラー(クアヘッセン)、ハルトマン(ヴェルツテンベルク)、ヘローゼ(バーデン)、ヴェーバー(ザクセン)、ブーデルス(ナッサウ、ダルムシュタット)を任命する。

「協会」の設立は内外に大きな反響を呼んだ。各国大使はこの「出来事」を本国に報告したが、四月二六日付けライプツィヒ発の通信は次のように報じている。⁵⁾『フランクフルトに集まった商人層が連邦議会に一通の請願書を提出することを決定したとの知らせは、一般的賛成をもって受けとられた。フランクフルトでこれが起きなければ、この歩みは当地で起きたであろう。だが事が起きた以上、当地に集まった全ドイツ商人の加入は確実と思われる。』⁶⁾果して、大市期間中に七〇〇—八〇〇名の商工業者が「協会」に加入したといわれる。

「協会」は組織と規約を整えるまもなく、各国政府や議会への陳情、各地の通信員の募集、入会の呼びかけ、と「熱病のような活動」を開始した。ヴェーバーとアルノルディは五月一日ゴータ政府への陳情書の中で、『避けがたい深淵に立つドイツ工業』を救う早道として諸国首脳間の『個人的討議』を勧め、テューリンゲン三国の商人代表をドレスデン、カッセル、ダルムシュタット、ナッサウ、バーデン、シュトゥットガルトの宮廷へ派遣することを説いた。「大公は他の諸国とこの件で交渉する用意がある」とのゴータ政府の回答をえて、ヴェーバーは六日にライプツィヒへ向かった。⁷⁾

一方、職務外の仕事を外国で許可なく引受けたとして「協会」への協力を責められ、教授辞任問題の渦中にあつたリストは、五月一五日バーデンの首都カールスルーエに赴いたが、早くも予期しない効果が現われた。二日後のフォン・リーベンシュタイン男爵の議会演説がそれである。――フランスでは革命の中で獲得された国内商業の自由によって民衆の力が向上したが、スペインは数百年来の帝国諸州間の交易の不幸な遮断によって徐々に衰弱した。アメリカは連邦国家であるが、国民の幸福、安全、力および強大にかんするすべての点で統一されている。ドイツでは祖国統一の期待は分裂によって失なわれている。そして演説は全ドイツの交易の自由を要求するフォン・ロツツベック男爵の動議への全面的支持を表明して終った。まさしく、リストと「協会」の運動の方向と一致している。「協会」は中部ドイツに続いて南ドイツのバーデンにも有力な共鳴盤を見出したのであつた。⁸⁾

代表者になつたシュネルは「協会」の通信員組織を確立するために活動を続け、ゴータのアルノルディのほかニュルンベルクのバウエルライス (Bauerreis, ヴェーバーのいとこ) のような有力な協力者を獲得した。「協会」の活動と運営を協議するため六月一二日ニュルンベルクで開かれた委員会には、シュネル、ヴェーバー、バウエルライスのほか、メルケル、ツィール、シャラー、クレット、クラマー、シュテルワークなどニュルンベルクの

有力商人と、この日到着したリストが出席した。¹⁰⁾この席でリストはマルテンスの報告への応答演説をしたが、そのほか会議は次のような重要な決定をした。『ただちにドイツの全宮廷に商人階級の代表を派遣してドイツの生業階級の危険な状態を略述させ、ドイツ諸君主の分離交渉によって祖国を食料不足からまもる請願を行なう。』すなわち「協会」代表による宮廷歴訪である。この決議の実行はシュネル、リスト、ヴェーバーに一任された。さらにヴェーバーの發議で小委員会(eigener Ausschub)が設けられ、シュネルとリストのほかシャラー、キルヒドルファー、クラマー、クレット、パウエルライス(会計責任者)が任命された。そのほか、支援を求めてフランクフルト市参事会に規約を提出すること、「協会」の財政は自発的寄付によることを決定した。ニュルンベルクではただちに募金が始され、他の都市へは小委員会発足(六月一六日)後に募金の要請がなされた。¹¹⁾

こうして四月下旬に発足した「協会」は、中部、南部ドイツに支持者を拡げてその組織化に努め、六月一二日の会議で宮廷歴訪という次の活動方針を決定した。そして、この決定に基づいて小委員会発足の翌一七日に、シュネル、リスト、ヴェーバーの三人はバイエルン王国の首都ミュンヘンへ向かって宮廷歴訪の遊説の旅に出発したのであった。「協会」の活動の第二幕が始まった。

- (1) H. P. Olshausen, a. a. O., S. 13f.
- (2) 四月一四日付けの妻への手紙でリストは『私はドイツ商人の一つの協会を設立し、商業の自由にかんする連邦議会への請願書を起草した。』と記している。 Werke, 8, S. 130f.
- (3) Protokoll vom 18. April 1819, in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 227f.
- (4) Statuten des Deutschen Handels- und Gewerbsvereins, Frankfurt, den 24. April 1819, in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 228 ff. 規約の暫定的性格はそのまま続き、このことが後の「協会」分裂の一原因となった。

(5) Frankfurter Ober Postamtzeitung, Nr. 116, 26 April 1819, in: H. P. Olschhausen, a. a. O., S. 22.

(6) アダム・シュラーはヴェーバーを通してこのことを知り、五月二日『私はこの出来事に貴方の注意を喚起します。…このような悪しき先例が許されるでしょうか。』という付言とともに、これをゲンツ(F. Gentz)に報告し、ゲンツは六月二日にメッテルニヒに報告した。なお、この時点でのフランクフルト商人の静観的態度に対してライプツィヒ商人の好意的、同調的態度は特徴的であるが、まもなく、ここでも「協会」の主張に反対する声がある。同年一〇月の大市都市の商工業者の会議(主宰者プロス、書記グルナー)で「協会」の主張は否定された。翌二〇年にリスト(協会二)と「ドイツ工業の敵対者」との論争は頂点に達する。この論争については、松田智雄、前掲書および前掲拙著、一七三—一八〇ページ、とくに注(4)と巻末の資料(三)を参照。

(7) H. P. Olschhausen, a. a. O., S. 24f.

(8) 教授辞任問題については P. Gehring, a. a. O., S. 43ff. シュネルは六月三日付けアルノルディ宛ての手紙で、『ドイツの商工業者層にとってもっとも嬉しい知らせは、リスト教授が彼の地位を辞任して専心協会のためにつくそうとしていることです。協会はこれによって、新たないっそう大きな期待といっそう確実な信頼を獲得しました。』と述べている。

Schnell an Arnoldi, Nürnberg, den 3. Juni 1819, in: H. P. Olschhausen, a. a. O., S. 233f.

(9) P. Gehring, a. a. O., S. 262; H. P. Olschhausen, a. a. O., S. 28f. +

(10) アルノルディはヴェーバーの友人、『Allgemeine Anzeiger der Deutschen』に統一的通商政策にかんする論説を發表して有名。しかし彼は六月二日の会議には、旅費を出すからというシュネルの強い招聘にもかかわらず欠席した。その理由は個人的違和感とプロイセンに対する態度の相違であろう。H. P. Olschhausen, a. a. O., S. 39ff., 232.

(11) Zit. in: H. P. Olschhausen, a. a. O., S. 43. 小委員会は六月十六日に第一回の会議を開いたが、実質的活動は少なかつた。

(12) 八月一九日の委員会でリストは欠席のまま書記(Protokollist)に指名された。ただし、九月五日の委員会の記録には「法律顧問(Konsulent)」、書記(Protokollführer)「オルガン編集者としてのリスト教授」とあり、ゲーリンクも協会がリストを正式に法律顧問に任命したのは八月一九日としている点からみて、この時に法律顧問への就任も決められ、リストの意向を打診することになったのであろう。一〇月一七日に法律顧問就任と引代えに、一、年俸三〇〇〇グルデン、二、その他協会のための出費の補償、三、機関紙「オルガン」の純益の1/4の提供、という条件が約束された。しかし実際には翌年七月まで「協会」のための出費以上は一文も支払われず、八月に二〇〇〇グルデン、一二月に一〇〇〇グルデン支払

われたにすぎない（一七か月で三〇〇〇グルデン）。委員会はその後八月二三日と九月五日と一〇月三日にニュルンベルクで、九月一三日にフランクフルトで開かれ、九月一四日にフランクフルトで総会が開かれた。H. P. Olshausen, a. a. O., S. 67 ff., 243 ff., 251 ff., ; H. Boetsch, Einkommen und Vermögen von Friedrich List, 1936.

三 宮廷歴訪(一)、中、南部ドイツ

「協会」は最初の仕事として連邦議會へ請願書を提出したが、議會の決議は「協会」の期待に反するものであった。¹⁾ 連邦議會は三八のドイツ諸邦の代表によって構成され、各代表は本国宮廷の訓令に従っていたから、議會を動かすには諸邦の宮廷を説得して、ドイツの商工業の現状についての認識を改め、その救済のために統一的な商業関税政策に踏みきらせる必要があった。とくに、諸邦間の個別交渉によってこの点の合意を拡げることが連邦議會の討議に強い影響を及ぼすものと期待された。すでに五月にヴェーバーとアルノルディが中部ドイツのチューリンゲン諸邦に、リストがバーデン公国に働きかけているが、宮廷歴訪が「協会」の運動方針として正式に決定されたのは、前述のように六月一二日の会議においてであった。

六月一七日にニュルンベルクを發つて宮廷歴訪の旅に出たシュネル、リスト、ヴェーバーの一行は、五〇時間の旅を終えて一九日バイエルン王国の首都ミュンヘンに到着して「驚」旅館に到着すると、ただちに議會と政府に接触を始めた。²⁾ 議會は「協会」の運動に理解を示したが、国王はリストを『自分と意見の一致する議員に自分の原則を知らせて味方に引入れようとの意図をもっているかもしれない、とりわけ狡猾な人物』とみて不信を抱き警視総監に監視を命じた。一行はミュンヘン滞在中、国王、皇太子をはじめ要路の人物（ロイヒテンベルク公、

將軍ウレーデ侯、前蔵相モンジュラス伯、外相レヒベルク伯、自由派の蔵相レルヘンフェルト男——彼はリストを自宅へ招いた——、内相テュールハイム伯などと会見している。『政府は請願された措置をとる用意がある。ただし政治的理由からイニシアティブをとることは拒否せざるをえない。』これが大方の回答であった。即効は期待できないにしても、指導者に会って「協会」の意図を伝えたことで満足せねばなるまい。三〇日ミュンヘンを発つてアウクスブルクへ。ここで取引所を訪問し、市長で商業界の指導者クレマーに面会、ウルム経由で次の目的地ヴュルッテンベルク王国の首都シュトゥットガルトへ向かった。

一行は七月二日にシュトゥットガルトへ着いたが³³⁾、リストは、五日に行なわれるヴュルッテンベルク議会の選挙で彼を支持する選挙人からの要請でロイトリンゲンへ帰った。教授辞任問題での国王との不仲も顧慮されたであろう。シュネル、ヴェーバーそれに「協会」の通信員で商業顧問官L・ハルトマンの三人は大臣フェルナーゲルの尽力で国王に謁見し、請願書を提出して、バイエルンへの交渉の働きかけとニュルンベルクでの会議開催への協力を要請した。

請願書⁴⁾は連邦議会への失望、諸邦間の個別交渉への期待、対英報復措置の必要を表明して、ドイツの現状を次のように述べる。数百万の移民が流出し、商工業者は零落し、農産物価格は低落し、土地は荒廃している。この状態が続けば羊の放牧だけになろう。対外的な全ドイツ商業制度の欠如と対内的な工業の阻止とが国内交易を妨げ、製造品は高価で外国との競争は不可能である。ドイツ諸邦との従属のない通商関係に入らねば一小邦の繁栄はありえない。ヴュルッテンベルクの農業の利害は自国の商工業ばかりでなく、近隣諸国の商工業の繁栄とも結びついている。スイスの工業が栄えればオーバーシュワーベン（南ドイツ）の穀物に対する需要が増加するが、スイスの工業がイギリス工業のために衰えれば南ドイツの穀物は販路を失ない、農耕は衰退する。『こうして至る

所で、農^{ランドウルト}民の繁栄は商人や工場主の繁栄と手を携えている。』そして最後に、代表がバイエルン宮廷から『最良の保証』を獲得し、ザクセン宮廷とバーデン政府の賛成を得ていることを述べ、『このような状況の下でドイツの諸君主の分離同盟(Separatvereinigung)はすでに十分に準備されているといえるでしょう。』と結んでいる。

国王は『ドイツの商業階級の明白な困窮を救うために、また、この機会を利用してドイツ民族全体を束ねる紐帯を固く結ぶために、連邦構成員が適切と考えるであろうあらゆる方策に手を差しのべる』用意のあることを言明した。一行はこのほか、外相フォン・ヴィンチンゲローデ、内相フォン・オットー、法相フォン・マウヒャー、蔵相フォン・ヴェツケルリンらに会見している。

宮廷歴訪は続けられ、一行は七月一日バーデン大公国の首都カールスルーエに到着した。バーデンは五月半ばのリストの訪問、リーベンシュタイン男爵の演説にみられるように「協会」に好意的であった。一行は「協会」通信員の議員グリースバッハとともに、大公と議会に感謝状を提出し今後の助力を要請する。『当カールスルーエにおいても代表は大公閣下と大臣諸公から期待に充ちた約束を獲得した』と、「協会」の機関紙「オルガン」は伝えていいる。また、「協会」がはじめてプロイセンと接触したのも当地滞在中のことであった。即ち、プロイセン宰相ハルデンベルク宛てに、ヴェーバーの論文と「オルガン」第一号を添付して、協会代表の名前で手紙を送ったのである。⁵⁾ リストが執筆したこの手紙は「協会」の活動を知らせ、それがプロイセン政府の意向に沿ったものであることを強調し、プロイセン関税法もドイツ諸邦の個別利益をドイツの全体利益へ結合するための手段である、と述べている。

このあと一行はダルムシュタット、ヴァイスバーデン、カッセル、ゴータ、ワイマール、ゲラの諸宮廷を歴訪した。カッセルとゲラでは君主に謁見し、その他の宮廷では、ヴェルッテンベルク国王へ提出したものとよく似

た請願書を提出した。⁶⁾さらに七月三一日に、今回訪問できなかった諸邦（オルデンブルク、メクレンブルク、シ
ュヴェーリン、シュトゥーレーリッツ、ヘッセン、ホムブルク、ヴァルデック、シュヴァルツブルク、ゾンダー
スハウゼン、ルードルシュタット、リッペ、デトモルト、シャウムブルク、リッペ、ホーエンツォレルン、ヘ
ヒンゲン、シグマリンゲン、ロイス、グライツ、リヒテンシュタイン、ザクセン、コブルク、マイニンゲン、
ヒルドブルクスハウゼン、アンハルト、デッサウ、ベルンブルク、ケーテン）の宮廷に請願書を送付した。
こうして、中、南部諸邦を対象とする第一次の宮廷歴訪の旅は七月末をもって終った。

- (1) 五月二四日の会議で『J・J・シュネルから提出された商工業協会の暫定的規約は当分の間他の書類と一しょにしな
い』ことが決議された。Protokolle der Deutschen Bundesversammlung, 19. Sitzung vom 24. Mai 1819,
in: Vorgeschichte und Begründung des Deutschen Zollvereins, Bd. 1, S. 329 ff.
- (2) シュネルの活動については Werke, I - I, Einleitung, S. 31; H. P. Olshausen, a. a. O., S. 46 ff.; 44
び、全集第八巻所収の妻宛てのリストの二通の手紙（六月一九日付けと六月二二日付け）を参照。
- (3) シュトゥットガルトでの活動については Werke, I - I, Einleitung, S. 31; H. P. Olshausen, a. a. O., S. 48 f.
のほか、とくに七月五日付けのシュネルの報告とヴェルムテンベルクの内閣参事官フォン・ローザーのメモがくわじぶ。
Die Audienz in Stuttgart (Bericht von Schnell); Memoire des württembergischen Geh. Legationsrats
v. Roser; in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 235 - 239.

(4) Eingabe an den König von Württemberg, in: Werke, I - II, S. 512 - 514. 請願書に添えてヴェー
ーの論文 (Aendeutungen, die Fabrik- und Handelsverhältnisse Deutschlands betreffend, den erhabenen
Regierungen Deutschlands und ihren erlaucheten Kammern untertänigst überreicht von Ernst Weber
aus Gera) を提出したが、その内容は、(一) 全ドイツの商業制度を樹立せねばドイツは衰退すること、(二) 共同関税に
よる各国の財政欠損は完全にカバー可能であることを示している、という。ちなみに、謁見に同席したルードヴィヒ・ハ
ルトマンはハイデンハイムの綿紡績工場主であるが、兄のアウグストは枢密顧問官、農業協会会長でシュトゥットガルト

の通信員であった。リストは一八一八年に会長指名で農業協会の会員になっている。

(5) List an Fürst Hardenberg, Karlsruhe, den 15. Juli 1819, in: Werke, 8, S. 147f.

(6) 一行は各宮廷から「協会」に大きな関心をもっているとの返答を得た。ダルムシュタットの商工業者の協会加入は、同市の通信員ツェプリッツ(ダルムシュタット近郊ブフンクシュタットの紡糸・毛布・フランネル工場の創立者)の陳情書提出後七月二五日に承認された。Vgl. Schnell und Weber an den Großherzog von Hessen - Darmstadt.

Darmstadt, den 18. Juli 1819; Die herzoglich sächsische Regierung in Gotha an die Vereinsdeputierten, Gotha, den 30. Juli 1819, in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 240 - 243.

(7) 隣接のスイスでもザンクト・ガレンやバーゼルの商人の間で「協会」への関心が高まったが、個人的な加入や募金は妨げないが、スイス側から働きかけはしない、というのが、大方の態度であった。「協会」からはシュネルが八月一三日にザンクト・ガレンの商人層に加入を要請した。通信員リストはアールハウのヘローゼ、バーゼルのリボン工場主デバリービショップ、同じくライナーハイゼリン、ベルンの銀行家ツェルレーダー、コンスタンツのヘローゼ、ローザンヌの銀行家ドゥ・ムーラン、スーフシャテルの捺染工場主ドゥ・パスキア、同じくボベ、シャフハウゼンの製塩所長で商人のマンダッハ、書記バイアー、ザンクト・ガレンの商人マンゲ(ドイツの大手の定期的訪問者)、同じくマイヤー、同じくリス、チューリッヒのエスリンガーおよびムラルトが記されており、「オルガン」の寄付金リストによれば、バーゼルは一五〇〇グルデン、アールハウは七七〇グルデンを寄付している。H. P. Olshausen, a. a. O., S. 52 - 56, 345 - 350.

四 機関紙「オルガン」の発行

「協会」が組織的な活動を開始するにつれて、世論(ドイツ各地の商工業者)への働きかけの点でも、会員相互間の連絡や情報交換の点でも、機関紙の発行が必要になった。誰よりもこれを痛感していたのはリストである。彼はさしあたり妻の兄ザイホルトの主宰する《Neue Stuttgarter Zeitung》を利用することにし、この新聞が「協会」の機関紙に指定された。しかし、この新聞は《Frankfurter Zeitung》、《Speyerer Zeitung》、

《Okens Isis》と並んで自由主義的新聞の一つであり、憲法体制をとらない困々、とくにウィーンでは当局から革命的で危険だと見なされていた。¹⁾「協会」が国民的通商政策の実現についてドイツ諸邦の賛成を獲得するためには、当然、政治的中立を保つ必要があったから、その点でこの新聞の利用は適当でなかった。六月に、おそらく反プロイセン的な論説を理由にこの新聞が発行停止処分をうけると、《Neue Stuttgarter Hefte》に代えたがこれも間もなく禁止された。一方、「協会」を支持する南ドイツの商人層の間からも独自の機関紙の発行が要望されていた。リストは六月一九日付けの妻への手紙に記している。²⁾『ニュルンベルク、アウクスブルク、ミュンヘンの商人層は、私が協会のために独自の刊行物を編集することを望んでいます。彼らは金銭的負担の埋合せをしてくれるのです。』

機関紙第一号は一八一九年七月一〇日に《Organ für den deutschen Handels- und Fabrikanten-Stein》の名称で発行された。通例週一回、各号六―八ページ、リストは編集発行人で所有者でもあった。第一号の一面には、『ドイツの商人・工場主階級の利益に奉仕する』この新聞の内容が予告されている。³⁾ 一、協会の活動報告、文書と記録。二、商人・工場主からの通商問題にかんする質問、意見、教説、提案など。新製品の広告と説明。三、商工業にかんする重要論説。諸列強との通商条約の提案。四、大商社会社や製造企業、その支店設立の提案と計画。五、ドイツ諸邦と連邦議会で決定された商工業案件の報道。六、関係記事と紹介、訂正、反駁。七、関係出版物の紹介と評価。八、懸賞問題、入選作の発表。九、影響ある政治的、自然的事件。十、内外の工学的、機械的発明の紹介。十一、ドイツ商業史の抜粋、商人・工場主に関心の深いすべての問題。要するに、「語のもっとも良き意味での宣伝紙であって、リストは彼の計画をあらゆる点でそこで遂行した」(オルスハウゼン)のであった。

F・リストと「ドイツ商人・工場主協会」

表2「オルガン」の定期予約購読者数

① Leipzig 97名	⑬ Augsburg 41名
② Frankfurt a. M. 2	⑭ Regensburg 28
③ Lübeck 7	⑮ Bamberg 5
④ Bremen 1	⑯ Schw. Gmünd 12
⑤ Braunschweig 57	⑰ Eßlingen 7
⑥ Hannover 1	⑱ Heilbronn 10
⑦ Berlin 61	⑲ Karlsruhe 26
⑧ Barmen 5	⑳ Konstanz 5
⑨ Hohenstein 8	㉑ St. Gallen 12
⑩ Offenbach 31	㉒ Winterthur 16
⑪ Nürnberg 200	㉓ Zürich 2
⑫ München 31	㉔ Basel 11

H. P. Olshausen, a. a. O., S. 65.

表1「オルガン」の発行部数

1819年	
第1号	4,500部
2	3,500
3	2,500
4~20	各2,000
1820年	
第1~9号	各2,000
10	4,000
11~13	各2,000
14	4,000
15~30	各2,000
31~43	不明
44~55	各1,200
1821年	
第1~18号	各800
19~25	各600

H. P. Olshausen, a. a. O., S. 63f.

第一号には請願書の提出、マルテンスの報告、宮廷歴訪など「協会」の活動報告が掲載されたが、第二号（七月二四日付け）は、(一)、アルノルディの請願書の報告、(二)、ザクセンの一七八人の署名を付した請願書、フランクフルトの協会の代表者をラップとする通知。(三)、協会の規約を受領したとの同市参事会ゼナートの通知。(四)、代表のカールスルーエ訪問の報告。(五)、ユストゥス・メーザーの通商同盟論。(六)、協会に対するハンブルクの立場、同市発。(七)、新関税表、ミュンヘン発。(八)、オーストリアの通商禁止による損害、オーバーシュワーベン発。(九)、ネベニウスの『イギリスの現状を論ず』の書評。(十)、新聞の計画を、第三号（八月七日付け）は、(一)、宮廷歴訪の報告。(二)、アルノルディの請願書の討議の報告。(三)、オーバーシュワーベンの麻織物取引、現地の麻織物商の地方裁判所への請願書。(四)、ドイツと共同の通商利害、スイス発。(五)、商業の自由の要望、クレフェルト発。(六)、ネベニウスの書評の続き。(七)、新聞の計画、を掲載している⁴⁾。

発行部数は増刷分を含めて、メントラーの計算によれば前頁表一の通りである⁵⁾。平均して二〇〇〇部、先細りの傾向が見られる。発送リストが不完全なために購読者の詳細は不明であるが、表二はある程度の地域的分布を伝えている。ドイツ諸邦政府と連邦議会議会大使には無料で送付した。創刊号には予約代価 (Abonnementpreis) は半年で三グルデン (シュトゥットガルトとニュルンベルク) と記されているが、リストとシュトゥットガルト郵便局との発送契約書には、『シュトゥットガルトとニュルンベルクの読者は一部三グルデン、両市から直接入手できない読者は一部三・四五グルデンないし四グルデン』と明記されていた、という⁶⁾。

機関紙の編集は必ずしも順調であったわけではない。八月一九日の委員会では早くもリストの編集方針に批判がでて、第四号 (八月二一日付) の紙面では「協会の論説」と「編集の単なる個人的仕事」とが区別された。九月五日の委員会では、『オルガンの編集は慎重の上にも慎重な注意と十分な討議を必要とし』『当協会の純粋な精神と目的が、二義的な解釈を可能とするような・政治的意図を疑わせるような・ドイツの平和を危うくするような機関紙によって妨げられ、挫折してはならない』という理由から、協会の所有に移し『小委員会の直接の監督下に』置くことにした⁸⁾。一一月六日付けの号からは所有者として協会の名が明記された。しかし翌二〇年七月一日にはふたたびリストの所有に移った。恐らく新聞発行が予期したほどの収入を協会にもたらさなかったからであろう。

紙面にはリストの意向が強く反映したが、他に協力者として、ポッペ (チュービンゲン大学教授)、ラウ (ハイデルベルクの国民経済学者)、ゾーデン伯 (エアランゲンの国民経済学者)、クルーク (ライプツィヒ大学哲学教授)、A・ミュラーの反対者)、ディンクラー (アウクスブルクの染色技術者)、ザルトリウス・フォン・ワルタースハウゼン (ゲッチンゲンの歴史家)、ネベニウス、ベンツェンベルク (ライン地方の自由主義者)、ブルンナー (関税問

題の専門家)、ナウ(宮廷顧問)、オットー(バイロイト大学教授)らが援助したといわれ、ラウ、ゾーデン、オットーは寄稿している。『全集』第一巻の序文によれば、リストの編集下の「オルガン」の発展には次の三局面があったという。⁹⁾(一)、請願書、意見書、論文において協会の目標を叙述。(二)、協会の活動を弁護し、仲継貿易陣営と論争。(三)、全ドイツの統一的通商政策の実現の見込みがなくなつて以後は、南ドイツ通商同盟の設立を主張。後述のダルムシュタット会議から帰ったリストは「オルガン」を通じて最後の活動を続けようとしたが、これもみずからの代議士出馬問題のために不可能となつた。二一年一月四日リストはシュブラーに対して「オルガン」と《Volkfreund aus Schwaben》との合併計画を申入れたが失敗に終つた。一月二八日付けの号に『ヴェルテンベルク議会選出議員としての仕事のためにリスト教授はこの新聞の編集から当分退くことになつた』という公告が載り、ハンブルクの反海賊協会から招いたクライジックが六月三〇日まで編集を引受けた。そして、六月三〇日付けの第二五号(通算一〇〇号)をもって打ち切られ、シュトゥットガルトの「ネッカー新聞」(《Neckar Zeitung》)に吸収されることになつた。

- (1) F・ゲントツはメッテルニヒ宛ての手紙で、この新聞を『ドイツのもっとも悪どい火つけ新聞の一つ』と呼んだという。リスト自身一八二〇年二月一八日付けの妻への手紙で『ウイーンでは協会の仕事に支障を及ぼさないために、「ザイホルト」の新聞なごましたく知らないと言わねばならぬ』と記してゐる。 Werke, 8, S. 161, 1-1, S. 42; H. P. Olshausen, a. a. O., S. 58.
- (2) Werke, 8, S. 144.
- (3) Sonderbeilage in: Werke, 1—II, vor S. 545. 機関紙の名称は一八二〇年一〇月一日から(『全集』の注では二一年一月一日から)《Organ für deutsche Kaufleute, Fabrikbesitzer, Staatswirte und Finanzgänger》と改められた。

- (4) H. P. Olshausen, a. a. O., S. 59—61.
- (5) 表中、一八二〇年の一〇号、一四号が特に多いのは次の理由による。一〇号はメッテルニヒへの手紙を収録し、その中でライプツィヒの商人層の態度に触れたため、また、一四号はライプツィヒの記録自体とライプツィヒの仲継貿易の利害についてのリストの書簡を掲載したためである。これら両号はフランクフルトとライプツィヒで一〇〇〇部づつ無料配布された。なお、右のメッテルニヒへの手紙は一八二〇年二月一八日付けのものではないか（もしくは同年五月二二日付）と推測されるが、その主要部分は、前掲の拙著三六七ページ以下に「資料」(三)として邦訳されている。ちなみに、三月前期にドイツの亡命手工業者が発行した雑誌も発行部数は「せいぜい一〇〇〇部ないし二〇〇〇部」であった、という。高木健次郎『ドイツの職人』（中公新書、一九七七年）四八ページ。
- (6) H. P. Olshausen, a. a. O., S. 65.
- (7) Protokoll der Ausschußsitzung vom 19. August 1819, in: H. P. Olshausen, a. a. O., Anhang, S. 243—245.
- (8) Protokoll der Ausschußsitzung vom 5. September 1819, in: H. P. Olshausen, a. a. O., Anhang, S. 247—249.
- (9) Werke, I—I, S. 43.

五 宮廷歴訪(二)、ベルリンとウィーン

中、南部ドイツの宮廷歴訪の旅は一応の成功を収めた。しかし、連邦諸国を動かすにはプロイセンとオーストリアという二大国への働きかけが、また全ドイツ商工業階級の結集にはザクセンとハンザ諸都市への働きかけが不可欠である。九月一三日フランクフルトで開かれた拡大委員会で、シュネルは第二次歴訪計画を提案して承認された。『小委員会はドイツの商業問題促進のため、ウィーン、ベルリン、ハノーバー、ブラウンシュワイヒ、ドレスデンの諸宮廷と自由都市へ代表を派遣する全権を委任された。』¹⁾ベルリンへは結局ヴェーバーとシュトライバー

がシュネルに同行することとなり、一行はリストの起草した「プロイセン国王への請願書」および、ラウ教授の紹介状を携えて一月二〇日ベルリンに到着した。

一行は二五日の出発までの間、国王に謁見して請願書を提出し、政府首脳に協会の考えを力説した。『予期していなかっただけに、ベルリンでの仕事について私は言いようもなく満足しています。われわれはプロイセンという強力な支持者を獲得したのです。』とシュネルが書いているように、一行にとってベルリン訪問は予想以上の成功と写ったらしい。ベルリン滞在中の一行の行動はシュネル（およびヴェーバー）の五通の手紙とヴェーバーの『ドイツ商業協会代表のベルリン派遣にかんする内密の報告』から、ある程度窺われる²⁾。

到着の翌日訪ねた内閣参議ホフマン（Hoffmann）は、ラウ教授の紹介状を持参したのに『尊大な態度で』『まゝ一時間苦言ばかりしゃべった。』この『冷たい応待』に『勇気を失った』一行は、宰相の官房ベフェル（Beyer）に温かく迎えられ、『博識の洞察力の深い内閣参議アイヒホルン（Eichhorn）の訪問』を勧められた。彼は二度の会見で『思慮深い人には明白な事柄を妨げることはできない。そのために私は常にできる限りあなた方を助けよう。』と語って、『一行の友人かつ助言者になった。』上級財政顧問フェルバー（Ferber）は通商問題の指導者であるが、協会への協力を約束した。内相フンボルト（Humboldt）は温和な人物で詳細については所管外ということだった。商務相ビューロー（Bülow）は一行と一時間きわめて懇懇に会談し、プロイセンは大規模な発達した工場施設をもち国内の競争を怖れないとして、協会の主張する全ドイツの共同商業制度に強い関心を示したが、所管外の政治的障害を心配した。蔵相クレヴィッツ（Kleist）は一行の話を注意深く聞き、財政的利益を超えた重要案件ではあるがドイツ諸邦の利害を共同の商業制度に統一することの困難を表明した。上級財政顧問マアセン（Maaben）は一途に真実を求める卒直な人物で、プロイセン関税法は主に彼の作品であり、報復

のない完全な貿易の自由の原則から出発して、植民地産品や外国産ぶどう酒に対する関税によって工業製品には課税せずに財政的必要を達成し、ただプロイセンの製造品を多少優遇するためにのみやすい関税を課したことを説明した。たしかに製造業者は何の保護も受けず、現行関税表の改善にやぶさかでない。マアスセンの見解は協会の主張と開きがあったが³⁾、彼は一行への協力を約束し、全ドイツの関税の商人階級への賃貸という提案を満足をもって聞いた。宰相ハルデンベルク (Hardenberg) は一行を丁重に迎え、全般的な商業の自由は望むところ⁴⁾で請願書の趣旨の実現に協力を約束したが、同時に他邦から呼びかけのあるまでは現行制度を維持することを明らかにして、一行にウィーン行きを強く勧めた。大国オーストリアに対する気兼ねであろうか。このほか民間工業者とも会見し、ベルリン地区の協会の通信員を獲得した。

一月二四日国王に謁見して請願書⁵⁾を提出した一行は翌二五日早朝ベルリンを發つて帰途についた。そして同じ日に、メッテルニヒは官邸においてウィーン閣僚會議を開いた。

宮廷歴訪はウィーン行きで頂点に達した。国民的通商政策を要求する協会にとって、ドイツ連邦の盟主と目されたオーストリア宮廷の賛成は要求実現の鍵であり、またウィーンの閣僚會議に出席中の各邦代表に働きかける機会もあつたからである。シュネルから同行を求められたリストは、結局、『この瞬間は協会の大目的(全ドイツの〔国内〕関税の廃止)にとって最高に重要なので応諾を義務と考えた』のであつた⁶⁾。二月二五、二六日にニルンベルクへ着いたりリストは三〇日まで『五日間家から出ないで』——シュネルが『世界中に賛成を得るであらう』と考えた——『ドイツの商工業状態にかんする意見書⁷⁾』を執筆した。二人は二月二日に出發し『霜、雨、雪、烈風そして悪路』の中を三日三晩かかって五日の夕方六時にウィーンに着いた。ヴェーバーはゲラから直行し、シュトライバーは未着であつた。

しかしウィーンの空気は厳しかった。メッテルニヒは会議の中心を政治問題に限定して協会の主張する通商問題を連邦議会の枠内に封じこめ、それからはみでた運動に革命運動のレッテルを貼って弾圧しようとした。「オルガン」の閲覧禁止、協会代表の会議からの閉め出し、警察の徹底的監視など。商業協会のロビーで閲覧に供したオルガンは当局の手で押収され、次の理由で閲覧禁止とされた。『編集者の大胆な革命的言辭、ドイツ商人工場主協会の名前を僭称する・正当な権威に承認されない代表の不遜なうぬぼれ、目的達成のためにとつた不法手段、こうした新聞の普及が政府の措置を足枷と考えるオーストリア商人層の精神に及ぼすであろう悪影響、要するに上述の一切の傾向はこの新聞の当地における無条件禁止にふさわしい。』一月二〇日メッテルニヒは代表に会議のメンバーと認めない旨を通告することを会議に提案して、代表の影響を制限しようとした。そして『鋭く広く張りめぐらされた警察』によって代表の送受した手紙はすべて開封、検閲され、代表の行動はことごとく監視されていた。『四方八方から密偵に囲まれ、密偵の許に宿泊させられ、密偵のサービスを受けた。』

こうした状況の中で代表は宮廷と政府に請願を続けた。皇帝への第一の請願書はオーストリアの経済状態を「驚くべき正確さ」で記し、ドイツとの経済的結合の有利を説き、皇帝が国内関税の廃止と共同の関税制度に賛成するように訴えた。三月二日提出の第二の請願書は、共同の関税制度が確立するまで現行の輸入禁止制度を存続することと協会の主張について関係者の意見を求めることを提案した。四月二〇日提出の第三の請願書は協会の主張の公平な検討と仲継商人への非難を訴えた。またメッテルニヒには互通の手紙を送って仲継商人の主張を批判し、協会の意図を説明した。¹⁰⁾

代表は閣僚会議に出席中の各国代表、とくに通商問題を討議する第一〇委員会のメンバーにも働きかけた。¹¹⁾ 委員会は三つの意見があった。全ドイツ通商制度の実現は不可能で連邦規約第一九条は拘束力をもたないことを

理由に自国の関税法を擁護するプロイセン。全ドイツ通商制度の実現のために個別交渉の継続を考える中、南部諸邦。連邦議会の合意は商業と交通の容易化のみで国内関税の廃止、外国製品の輸入制限、国内産品の輸出は含まれないと理解する自由都市。二月一日ベルシュテットは代表に、会議は順調で協会の要求は実現するだろうと樂觀の見透しを伝えた。他方、商工業者への働きかけは効果を表わし、ウィーンの工場主は皇帝への意見書で協会の提案と動議を支持し、銀行家ワイセンフェラー、工場主チークラー、卸商人ワイナらは協会を援助し代表のために便宜を図った。¹²⁾

しかし、会議は容易に結論に達しなかった。諸邦間の利害の相違のほか、仲継貿易陣営の巻きかえし、メッテルニヒの引延しも影響した。閉幕前日五月二三日の最終会議の記録によると、(一)、商業問題は継続取扱いとする。(二)、協会の資格からみて請願書は取上げない、という否定的結論が出された。¹³⁾全ドイツの国民的通商政策をという協会の要求は実現しなかったが、しかし、会議と併行して中、南部諸邦の間に独自の協定をめざす討議が進められた。この動きは一二月末、一月初めに始まり、二月九日に暫定協定に、その後一旦事態は悪化した¹⁴⁾が、最終的には五月一九日の分離協定 Separatvertrag (「協約」Punktation) 締結に漕ぎつけ、南ドイツ三国、ヘッセン、ナッサウ、ザクセン諸公国の代表が三か月後にダルムシュタットで以下の七項を討議することになった。¹⁴⁾一、域内関税の撤廃と共同国境関税の設定、二、通行税と舟航税の共同規制、三、域内産品と自国産品の同等な取扱い四、関税線と税関の共同設置、五、共同関税収入の面積、人口別配分、六、協定発効の時期、七、同盟脱退の手続。リストはダルムシュタット会議の成功に、共同の通商政策の「前段階」としての分離同盟形成の最後の望みをかけたのである。

いまや協会の目標は会議を成功させ、南ドイツ通商同盟↓全ドイツ通商同盟の形成であったが、この頃すでに

協会内部に埋めがたい溝（リスト、ヴェーバー対シュネル、パウエルライス）が生じていた。五月二五日にウィーンからシュトゥットガルトへ帰ったリストは八月二〇日にフランクフルトへ発つまで、七月後半のカールスルーエ行きのほか執筆と編集に追われていた。オルガンは六月に七回、七月に四回、八月に四回発行され、彼は多くの論説を発表している。その他各地の通信員や後援者との文通、輸出会社設立計画、「祖国の工業後援協会」(Verein zur Unterstützung der vaterländischen Industrie) の設立への関与などに没頭した。¹⁵⁾

会議はバイエルンのアレティン、ヴェルッテンベルクのワンゲンハイム、バーデンのネベニウス、ヘッセン＝ダルムシュタットのデュ・テイル、ザクセン諸公国のボイスト、ナッサウのミュルマンが出席して、九月一三日に開幕した。しかし、一八日の第三回会議で協会と公式に接触しないことを決め、リストの望みは断られた。各国代表も五月一九日の協定の反響に驚いて通商問題の取扱いに慎重になり、ナッサウ代表を通して巧みに糸をひくオーストリアの目が背後で光っていた。¹⁶⁾ 二大国オーストリアとプロイセンへの対抗勢力として「純正なるドイツ」「第三のドイツ」結集の思想を宣明した「南ドイツ手稿」(Manuskript aus Süddeutschland) が現われたのは、まさにこの時期であった。¹⁷⁾ こうした状況に会議の前途を悲観したのか、協会内部の溝のためか、リストは九月一六日にダルムシュタットを発つて帰国した。

会議は一八二三年四月二日まで一九回の討議を重ねたが何の成果もなく終り、一方、協会の指導者の間では、「互いの間の闘い」が始まった。シュネルは代表を解任されると協会の信用を失墜する意見書を発表し、パウエルライスは自分の前貸金の回収に異常な執念を燃やした。リストはオルガンを最後の活動の場として守り続けようとしたが、ヴェルッテンベルク議会の仕事がそれを許さず、前述のように一八二一年一月には編集をクライジンクに譲った。したがって、協会を舞台とするリストの活動は事実上この頃をもって終わったといえることができる。

であらう。

- (1) Protokoll der Sitzung des großen Ausschusses, Frankfurt a.M., den 13. Sept. 1819, in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 251 ff.
- (2) Konfidenzielle Relation der Abgeordneten des Deutschen Handelsvereins über ihre Sendung nach Berlin; Schnell an Bauerreis, Berlin, den 24. November 1819; Bauerreis an List, Nürnberg, den 1. Dezember 1819; Schnell an Bauerreis, Gera, den 4. Dezember 1819; Schnell an Bauerreis, Gera, den 6. Dezember 1819; in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 261 ~ 268; Schnell an List, Gera, den 8. Dezember, 1819, in: Werke 8, S. 153.
- (3) 協会の要望に対する彼の反対意見は自由貿易論者の主張を要約している。(一)、製造業者以外の数百万のドイツ人から必需品をやすく買う機会を奪うのは得策でない。(二)、一部の国家市民たる製造業者が全人民を犠牲にして富むのは許されない。(三)、ドイツの通過商業と大市が一举に潰滅するであらう。(四)、通過手数料の損失によって国は損害を蒙るであらう。
- (4) 一二月八日付けの手紙でシュネルは述べている。『プロイセンはオーストリアに完全に従属しています。これは紛れもない事実です。従ってオーストリアを怖れて先頭に立とうとはしません、喜んで参加するのはです。』『プロイセンの高官の言葉をお伝えします。皆さん、勇気を出して進んで下さい。すぐにではなくても、必要はあなた方とともにあるので、すから、あなた方は成功します。』
- (5) Eingabe an den König von Preußen, in: Werke I — II, S. 508 — 512.
- (6) An die Wahlmänner von Reutlingen, in: Werke I — II, S. 679 ff.
- (7) Denkschrift, die Handels- und Gewerbsverhältnisse Deutschlands betreffend, in: Werkel — II, S. 527 — 547.
- (8) Die Polizeihofstelle Wien an die Länderchefs von Prag, Brünn, Lemberg, Graz, Innsbruck, Laibach, Zara, Mailand, Venedig, Triest, Linz, Wien, den 13. März 1820, in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 278.
- (9) 全集第八巻にはウィーンから妻に宛てたリストの手紙が一四通収録されている。そのうち二月一八日付けの手紙はシュネルとヴェーバーがニュルンベルクまで持参して投函したので検閲を免れた。リストも『……それでお前に始めて洗いやい書くことができるのだ』と記している。

- (10) Eingabe an den Kaiser von Österreich vom 30. Januar 1820, vom 2. März 1820 und vom 20. April 1820; Schreiben an Metternich vom 18. Februar, vom 3. März, vom 9. März, vom 15. März und vom 12. Mai 1820; in: Werke I-II u. 8. このうち仲継商業を批判した二月二八日付けの手紙(請願書)の中心部分の拙訳は前掲拙著の巻末に資料として収録されている。二月初めに在ライプツィヒ、オーストリア総領事アダム・ミュラーが突然帰国し、リストはミュラーと会って、反協会勢力の支柱だと感じた。これが二月一八日の手紙(請願書)執筆の誘因であり、前述(7)の意見書もこの時一緒に提出された。
- (11) 第一〇委員会のメンバーはプロイセンのベルンシュトルフ、バーデンのベルシュテット、バイエルンのツェントナー、ルクセンブルクのファルク、ザクセンのアインジューデル、四自由市のハッハ、オルデンブルクその他のベルクの七名である。
- (12) ウィーンでの訪問先を記したリストのメモは彼の広い活動を小している。Listis Wiener Besuchs- u. Notizliste I u. II, in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 279-283. 彼の手紙から抜粋すると『ウィーンの工場主と商人がすでに大部分われわれに賛成を表明しました。』『私の仕事は目下のところ絹の靴下をはいて訪問して回ることです。』『朝五時に起きて一時まで仕事、それから着換えて夕方五時まで訪問、そこでやっと昼食です。』協会代表のうちシュネルとヴェーバーは二月一九日帰国、リストは残留、シュトライバーは約束に背いて残った。二月二五日の運営委員会はリストの行動や工業博覧会計画のための借金などをめぐって大荒れになり、パウエルライスは「礼儀の範囲を超えた非難」をリストに向けた。協会の仲間割れの兆し。
- (13) Auszug aus dem Protokoll der am 23. Mai 1820 zu Wien stattgehabten 33. Sitzung der Konferenz der deutschen Kabinette, in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 302f.
- (14) Der Separatvertrag vom 19. Mai 1820, in: H. P. Olshausen, a. a. O., S. 297-299.
- (15) ヲに注目すべき論議は全集二巻所収の“Handelskonsulent Dr. Gruner und Kammerrat Plöb in Leipzig als Gegner und Ernst Weber in Gera als Verteidiger der deutschen Industrie” “Erwiderung an Friedrich von Gentz” であろう。輸出会社の設立は商人ベッヒャーの計画にリストも協力したもので、結局「一八二一年に “Rheinisch-Westindische Kompanie” として実現した。この計画も「協会を瓦解させた裂目の一つ」となった。前掲拙著三〇六ページ。なお、「祖国の工業後援協会」は各界の著名人を集めて一八二〇年シュトゥットガルトに設立されたが、国産品(南ドイツ、ザクセン、スイスを含む)愛用運動を唱えたものの、結局大きな意義をもたなかった。

た。むしろ、リストの路線とは別の方向と考えられる。

P. Gehring, *Das Wirtschaftsleben in Württemberg unter König Wilhelm I (1816-1864)*, in: *Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte*, IX, S. 228.

(16) 「政治の視界はウーレンとライプツィヒから湧いた厚い雲に覆われていたようだった。」H. P. Olsausen, a. a. O., S. 173; Vgl. *Werke* I—II, *Einführung*. アダム・ミュラーは六月四日と七月二十四日付けのメッテルニヒ宛ての二つの意見書で、南ドイツ通商同盟計画を危険な秘密運動とみていた。

(17) 「南ドイツ手稿」については、松田智雄、前掲書、一九五ページ以下を参照。

(追記) 筆者は別稿「初期リストの支持基盤」(『社会経済史学』四五—二)で「協会」時代のリストの支持層に関する二つの資料を紹介した。併せてお読み頂ければありがたい。